

岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(指定の申請)

第2条 法第40条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (4) 法第42条に規定する業務（以下「支援業務」という。）の実施に関する計画書（但し、次に掲げる事項を記載するものとする。）
 - ① 組織及び運営に関する事項
 - ② 支援業務の概要に関する事項
- (5) 役員の氏名、ふりがな、住所及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務内容が分かる書類
申請以前に行っている法第42条各号の居住支援に資する活動の実績（申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書類
- (7) 個人情報適正に取り扱う旨を証する書類（個人情報保護規程その他これに準ずるもの）
- (8) 申請者が法第42条第1号に規定する家賃債務の保証業務（以下「債務保証業務」という。）及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書類
- (9) 支援法人指定に関する誓約書（第2号様式又は第3号様式）
- (10) 役員が社会福祉士、介護福祉士、宅地建物取引士等の支援業務の実施に資する国家資格を有する場合、その資格を証する書類の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 知事は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行なうことを目的とする会社であつて、県内の事務所で支援業務を行うことができる者から、前条第1項の規定による申請があつた場合は、別に定める審査基準により審査を行い、申請者が法第40条各号の基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により申請者を支援法人として指定したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により指定したときは、支援法人の名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を県のホームページに公開するとともに、第4条により意見聴取した岐阜県居住支援協議会に加入している団体等に第5号様式により通知するものとする。

4 知事は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、申請者が法第40条各号の基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

5 知事は、前項の規定により申請者に通知したときは、第4条により意見聴取した岐阜県居

住支援協議会に加入している団体等に第7号様式により通知するものとする。

(岐阜県居住支援協議会への意見聴取)

第4条 知事は、申請者から第2条第1項の規定による申請があった場合は、岐阜県居住支援協議会に加入している団体及び申請者が支援業務を行おうとする区域の市町村長へ意見聴取を行うものとする。

(名称の変更等)

第5条 支援法人は、法第41条第2項の規定による変更を届け出る場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書(第8号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項の規定によるほか、支援業務の範囲その他の指定を受けた内容を変更しようとする場合は、変更しようとする日の14日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

3 知事は、前各項の規定により届出を受理した場合は、県のホームページに公開するものとする。

(家賃債務保証業務の委託)

第6条 支援法人は、法第43条第1項の規定による認可を受ける場合は、債務保証業務委託認可申請書(第9号様式)により知事に申請するものとする。

2 法第43条第1項の規定による業務の委託先は、家賃債務保証業者登録規程(平成29年10月2日国土交通省告示第898号)により登録を受けた業者に限るものとする。

3 知事は、法第43条第1項による認可を行う場合は、債務保証業務委託認可通知書(第10号様式)により、支援法人に通知するものとする。

4 知事は、法第43条第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書(第11号様式)により、支援法人に通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

第7条 支援法人は、法第44条の規定による債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)の認可を受ける場合は、債務保証業務規程認可申請書(第12号様式)に債務保証業務規程及び家賃債務保証業者登録規程(平成29年10月2日国土交通省告示第898号)第5条第2項の規定による登録通知書の写しを添付し、知事に申請するものとする。

2 前項の申請書に添付する債務保証業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 被保証人の資格
- (2) 保証の範囲
- (3) 保証の金額の合計額の最高限度
- (4) 1被保証人についての保証の金額の最高限度
- (5) 保証契約の締結及び変更に関する事項
- (6) 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項
- (7) 保証債務の弁済に関する事項
- (8) 求償権の行使方法及び償却に関する事項
- (9) 業務の委託に関する事項

3 知事は、法第44条第1項の規定による認可を行う場合は、債務保証業務規程(変更)認可通知書(第14号様式)により、支援法人に通知するものとする。

4 知事は、法第44条第1項の規定による認可を行わない場合は、債務保証業務規程(変更)認可を行わない旨の通知書(第15号様式)により、支援法人に通知するものとする。

5 支援法人は、第3項の規定による認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとする場合は、第1項から前項までの規定を準用する。この場合において、「債務保証業務規程認可申請書(第12号様式)」は「債務保証業務規程変更認可申請書(第13号様式)」と読み替えるものとする。

(事業計画等の認可)

第8条 支援法人は、法第45条第1項の規定による認可を受ける場合は、支援業務事業計画等認可申請書(第16号様式)に支援業務事業計画書(第18号様式)及び支援業務収支予算書(第19号様式)を添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、法第45条第1項の規定による認可を行う場合は、支援業務事業計画等(変更)認可書(第20号様式)により、支援法人に通知するものとする。

3 知事は、法第45条第1項の規定による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等(変更)認可を行わない旨の通知書(第21号様式)により、支援法人に通知するものとする。

4 支援法人は、第2項の規定により認可を受けた事業計画等を変更する変更しようする場合は、第1項から前項までの規定を準用する。この場合において、「支援業務事業計画等認可申請書(第16号様式)」は「支援業務事業計画等変更認可申請書(第17号様式)」と読み替える。

(毎事業年度の報告)

第9条 支援法人は、法第45条第2項による報告を行う場合は、支援業務事業報告書等提出書(第22号様式)に、支援業務事業報告書(第23号様式)及び支援業務収支決算書(第24号様式)並びに財産目録及び貸借対照表を添付し、知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第10条 知事は、法第48条の規定により、支援法人に対し監督上必要な命令を行う場合は、相当の期間を定めて、支援業務に関する命令書(第25号様式)により行うものとする。

(報告・検査等)

第11条 知事は、法第49条第1項の規定により、支援法人に対し支援業務又は資産の状況に関し必要な報告を求める場合は、第26号様式により通知するものとする。

2 知事は、法第49条第1項の規定により、支援法人に対し検査等を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援業務に関する検査の実施通知書(第27号様式)により通知するものとする。

(支援法人の指定解除)

第12条 支援法人は、自らのやむを得ない理由により、指定の解除を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定解除届出書(第28号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により届出を受理した場合は、県のホームページに公開するものとする。

(指定の取消し等)

第13条 知事は、法第50条により、支援法人の指定の取消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書(第29号様式)により通知するとともに、県のホームページに公開するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。